

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 1 6 号

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 8 年上尾市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則
第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 1 8 年上尾市条例第 3 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市長の所管する手続等を、条例第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 市長の所管する手続等（条例第 3 条から第 6 条までの規定を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この規則における用語の意義は、次項に定めるものを除き、条例の例による。

第 2 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 市長等 市長若しくはこれに置かれる機関、これらに置かれる機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法（昭和 2

2年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者
第2条第2項第2号中「市の機関」を「市長等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第3条中「市長又はこれに置かれる機関(以下「市長等」という。)」を「市長等」に改める。

第7条第1項中「市長等は、」の次に「条例第6条第1項の規定により」を加え、「の作成等」を「により作成等」に、「当該事項」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」に、「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)」を「電磁的記録媒体」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第7条第2項中「措置」を「措置であって規則で定めるもの」に改め、同条を第13条とする。

第6条中「市長等は、」の次に「条例第5条第1項の規定により」を加え、「の縦覧等」を「により縦覧等」に、「市長に置かれる機関の」を「当該縦覧等を行う」に改め、同条を第12条とする。

第5条第1項中「電子情報処理組織(条例第4条第1項の電子情報処理組

組織をいう。)を使用して」を「条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により」に、「市長の使用」を「市長等の使用」に改め、同条第2項中「当該電子署名に係る電子証明書と併せて」を「その情報を前項に規定するファイルに」に改め、同項ただし書中「市の機関に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行う」を「市長の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講ずる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、その情報を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

第5条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出(市長の定めるところにより行うものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第4条第1項中「電子情報処理組織(条例第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して」を「条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により」に、「であって次に掲げる機能を有するものから入力して」を「から入力し、及び市長等の使用

に係る電子計算機に備えられた当該申請等の受理の用に供するものとして市長が指定するファイルに記録し、当該申請等を」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「電子証明書」の次に「（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「行った者」を「した者」に、「講ずるとき、又は市の機関が申請等をする場合において市長の定める情報処理システムを使用して行う」を「講ずる」に改め、同項第3号中「前2号に規定する」を「前3号に掲げる」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

第4条第3項を次のように改める。

- 3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

第4条第4項中「であって第1項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければ」を「から入力し、及び市長等の使用に係る電子計算機に備えられた当該申請等の受理の用に供するものとして市長が指定するファイルに記録しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該書面等を提出する場合は、この限りでない。

第4条第5項を削り、同条第6項中「数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等」を「同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得ら

れた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をすべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

本則に次の2条を加える。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第7条の規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、市長の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

書面等	措置
<p>1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
<p>2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、市長等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該市長等への提供</p>
<p>3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>(2) 2の項右欄に掲げる措置</p> <p>(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p>

4 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	3の項右欄第3号に掲げる措置
5 市長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄第1号に掲げる措置

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。